土建しんぶん
墨田、江東、江戸川合同編集

東京土建一般労働組合
江東ブロック会議
江東区北砂1―11―4
TEL〔3640〕2411
発行者　茂呂裕一
新聞代は組合費に含まれています　定価30円

土建国保料改定のお知らせ

土建国保料が3月納入（4月分）より一部変更になります。国保に加入されている方は3月10日に発送したご案内ハガキにて納入金額をご確認ください。

〈墨田支部〉
すみだ支部ホームページ
http://www.doken-sumida.org

第57回定期大会告示

1、開催日・場所
4月12日（日）両国KFCホール

2、代議員（特別代議員）定数
3月1日現在の各分会組織人員30人につき1人（端数切捨て）

3、支部役員定数

執行委員長	1名
副執行委員長	4名以内
常任執行委員長	11名以内
常任執行委員待遇	
青年・主婦・シニアから	各1名
執行委員（分会長）	8名
書記長	1名
書記次長	3名以内
会計監査（支部推薦）	2名

4、資格要件
・組合員資格を有する者で分会の推薦を要する
・4月1日現在満70歳を超えていないこと
※シニア・会計監査はこの限りではない

5、立候補受付期間とその方法
3月24日（火）～3月31日（火）午後5時までに大会事務局に所定の用紙にて届け出る

支部執行委員長　佐久間　輝雄
大会運営委員長　福井　英寿

すみだ耐震補強フォーラム2015

盛り沢山の企画で体験&学習

2月14日(土)曳舟文化センターにてすみだ耐震フォーラムを開催

今年もメインステージには、大勢の来場者

今回で節目の10回目、阪神淡路大震災から20年目を迎える耐震フォーラムは、「地震に備える家造り」と「防災・災害」をテーマに多くの方々に親しまれ、地域に定着した取り組みとなりました。

この日も会場には、約250名の区民が来場して、メインステージでは耐震補強、耐震＋バリアフリー、防火・耐震化改修工事など区の助成制度を使った事例報告と制度説明がおこなわれました。墨田区は木造家屋の密集地域が多く、災害時に火災による延焼や建物の倒壊により、被害が広がることが懸念されます。そこで、延焼シミュレーションや耐震診断の結果報告、防耐化改修工事の事例をわかりやすく説明、墨田区の助成制度の案内と地震に備えた家造りの大切さを伝えることが出来ました。

また、住宅相談コーナーには、過去最高の17件もの相談があり、なかには、自宅から設計図を持参して熱心に説明を聞き入る区民の姿があり、皆さんの防災・耐震に対する危機感や関心の高さが感じられました。

住宅相談コーナーは、過去最高の17件

チーム「ハンマーズ」も大活躍

その他にも会場内には、もしもの時に備えた体験や学習が出来る様々な企画を用意。消防署によるAEDを使った心肺蘇生体験、NTT東日本の災害用伝言サービスの利用案内、NPO法人住宅地盤センターの地震の揺れを体感することが出来るコーナー、食物アレルギーなどで災害時に食に配慮のいる方に向けた非常食の展示など盛り沢山の内容で各ブースともに大好評でした。

また今回の耐震フォーラムには、墨田支部「ハンマーズ」の皆さんも大活躍。ジャッキ体験、毛布や洋服での簡易担架作りには、来場者から熱い視線が送られ、地元区民からハンマーズに対しての期待が感じられました。そして、阪神淡路大震災の教訓を活かすために作られた「クロスロード」では、二者択一の設問にみんな困惑、災害時に迫られたら難しい状況判断を学習しました。

墨田支部では、区の施策でもある「燃えない・壊れないまちづくり」を進めるため、耐震協の活動を前進させるとおもに、支部の方針でもある「安心・安全で住み続けられるまちづくり」の運動を前進させていきます。

大人から子供まで真剣に体験・学習

すみだリ

暖かくなり、春の訪れを感じられるようになりました▼春といえば「お花見」「出会い」など明るく楽しい季節のイメージがありますが花粉症で苦しむ人にとっては、つらい時期がやってきました▼私も一昨年から悩まされています▼都内では昨春の約2倍の飛散が予想されています▼花粉症は、スギやヒノキなどの花粉が原因となるアレルギー性の病気▼私たちの体内に花粉が侵入して、接触を何度か繰り返すうちに体内に蓄積されて一定の水準に達したときに発病▼花粉が体内に侵入すると鼻や目の粘膜にある肥満細胞から放出されたヒスタミンなどのアレルギー症状をおこし、くしゃみで飛ばす、鼻水で流す、鼻詰まりで侵入させないようにするなどの症状が出ます▼また花粉症は体質の個人差があり、今は平気でも今後、発症する可能性があり、確率はこれまでに花粉を吸ってきた量が関係するそうです▼とにもかくにも、この時期は毎日「花粉情報」をみては頭を悩まされているばかりだ。

第57回定期大会基調報告

1．はじめに

昨年6月閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太の方針）では、政府の中長期的な目標として50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することを定めました。さらにこのまま少子高齢社会が進行すると2050年には人口は1億人を割り推計で約9，700万人となり、人口安定水準と言われる出生率2・07まで回復したとしても、人口が下げ止まるにはその数十年先としました（国交省「国土のグランドデザイン2015」）。民間研究機関の調査でも人口減少が深刻化することで一部の自治体が消滅すると指摘もあります（日本創生会議「ストップ少子化・地域元気戦略」）。

OECD14年度版調査では、日本で子どもを持たない理由のトップは「教育費等経済的負担の拡大」であり、就学児前教育支出に対して国や自治体の負担率はOECD加盟34ヶ国中最下位、高等教育でも30位です。また子どもがいる現役世帯の貧困率は二人以上の大人がいる世帯で12・4％ですが、一方ひとり親世帯は54・6％です（東京都）。これらの背景には非正規労働者の増加、待機児童問題、育児休暇や有給休暇取得の難しさ、過労死や長時間労働問題など子育てに関わる施策が出生率減少の大きな要因となっていますが、その検証はありません。政府としては急激な人口減少問題の解決は持続可能な経済成長を進めるうえで不可欠であるとの認識ですが容易ではありません。

少子化対策の進展は、長期的に見れば日本の命運を握っています。政府はまち・ひと・しごと創生法をもとに「地方創生」を進めるなかで人口減少対策と地方活性化に取り組み、自治体に対して「地方版総合戦略」を15年度中に策定するよう求めています。従来の補助金よりも柔軟な使い道をみとめ、新たな交付金を16年度に実施するとしています（読売14年12月28日）。

政府は大企業が利益を上げれば次第に国民にも及ぶという考え方を貫いていますが、「所得の再分配機能」を欠いたままでは国民に利益が還元されることはありません。昨年4月の消費税増税はさらに追い打ちをかけることになりました。今必要なことは国民の実質可処分所得増加と子育てや医療・年金・介護の社会保障制度拡充による負担軽減と所得の循環を図ることです。

先進国が成熟し成長率が低い水準に推移すると、所得が伸びず資産（不動産や金融資産、工場・機械・特許など仕事を行う元手の総体から人的資本を引いたもの）による収益が上回り続け格差は拡大し続けます。さらに人口減少で相続する子どもが減り続ければ資産は分散せず、一人当たりの受け継ぐ資産が増えここでも格差が拡大します。（竹信三恵子「ピケティ「21世紀の資本」の読み方入門」）

他社の株式で得た受取配当金は課税益金に参入しない、子会社や関係会社の株式等に関わる配当では100％益金不算入といった大企業優遇税制をただすなかで、税制上の公平をつくり、所得が大きい企業が多く負担する応能原則を強めることが重要です（富岡幸雄「税金を払わない巨大企業」）。「全国津々浦々に経済の好循環」を行き渡らせるためには、実効性ある施策が求められます。

2．14年度の主な取り組み

(1) 地域支援対策

区民の地域居住支援や減災・防災の分野に地元建設労働組合が参加し、居住地組織として区民との接近の機会を得るなかで、仕事対策ではくくれない地域を支援していく分野の確立が求められていました。

こうした事情、NPO法人すみださわやかネットや墨田区耐震補強推進協議会設立など運動発展から検討を重ねるなかで、墨田支部は10年度から地域を支援する立場から地域支援対策と位置付けています。

1)墨田区受託事業

05年10月から墨田区新防災対策（燃えない壊れないまちづくり）が開始され、墨田支部は墨田区木造住宅無料耐震相談員派遣事業、墨田区高齢者世帯・心身障害者世帯家具転倒防止器具取付け事業を受託し減災活動を進めています（協同組合すみだ建築センター受託）。二つの事業は毎年登録を更新することとして、有資格者や要件を備えた組合員に対して昨年も5月に新規更新説明会をそれぞれ開催しました。説明会には墨田区防災まちづくり課長、高齢者福祉課長が講師として参加しています。

無料相談説明会では建築士組合員の組織化を目指して東京土建墨田支部設計者の会設立を行いました。また相談員は耐震協の活動に積極的に参加することを確認しました。なお14年度から二つの事業への参加には、「東京土建墨田支部の拡大運動を含めた諸運動に積極的に参加すること」と原則労災加入、分会承認が必要になりました。

2)耐震協活動への協力

東日本大震災後の12年度をピークに無料相談・家具転倒防止ともに利用件数が減少しています。墨田支部と耐震協は利用促進と建物と室内の安全性向上のため両事業への提案と普及に努めてきました。この結果10月から無料相談の延長にある簡易耐震改修工事助についても増額となりました。

耐震協は新たな耐震改修助成制度の普及を進めるため、耐震フォーラムと活動の両輪でありながら停滞していた町会への出張説明会を再開しました。説明会では両事業の普及とあわせて、防災まちづくり課主催の個別相談会への参加協力を訴えました。相談会は両事業への「区民参加」を広げることが目的ですが、あらためて町会への働きかけが重要との認識を深めました。

墨田支部は相談会場近隣7町会長へ働きかけを行い、近隣区民が相談会へ足を運べるよう町会ルートでの集客、相談員派遣に協力しました。また、まちの救助隊チームハンマーズ結成式ご案内を同時に届けました。

相談会では耐震改修のきっかけになる木造住宅無料耐震相談・耐震バリアフリー改修助成の各申し込みがありました。11月30日には防災課の仲立ちで7町会が行う「平成26年度三寺地区防災拠点訓練」に、耐震協として耐震改修・家具転倒防止展示で参加しています。墨田支部が後押しをするなかで、耐震協活動を通じた町会との接点が拡大しつつあります。

①すみだ耐震補強フォーラム

耐震補強と家具転倒防止推進を目的にすみだ耐震補強フォーラムは06年2月から毎年継続しています。今年のフォーラムは耐震補強と家具転倒防止推進と合わせて、区内四つの地域追加と助成額が加算された墨田区木造建築物防火・耐震化改修助成制度の広報を通じて、非住宅である商店の防火・耐震化改修を進めることをテーマとしました。現在区内四つの商店街等の地域が対象になっています。

墨田支部はステージ企画や会場企画での協力を続けています。無料相談登録者を中心に耐震協運営委員会やフォーラム実行委員会での企画立案・具体化を担当しています。また家具転倒防止実例展示を協同組合すみだ建築センターが行い、ハンマーズは防災組織ブースを運営、主婦の会は非常食試食コーナーを担当しています。今年のフォーラムでは食事に配慮のいる人の食を考える食育グループや所管の墨田区保険計画課との接点が生まれています。

（3面へ続く）

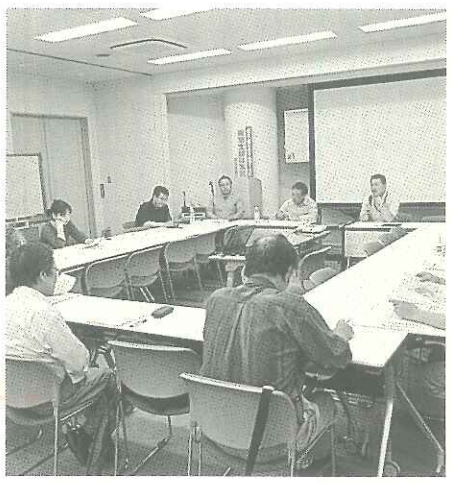

「設計士の会」設立式

キラキラ茶家
無料相談会・各種体験

耐震・リフォーム・住宅何でも相談会
【と　き】3月25日（水）午後1時～3時
【相談員】一級建築士　川島 将克 氏

法律何でも相談会
【と　き】3月19日（木）午後2時～4時
【相談員】弁護士　杉田　敬光 氏

絵手紙サロン（協力 墨田区社会福祉協議会）
毎月好評　手書きの絵手紙教室
【と　き】3月26日（木）
4月9日（木）
午後1時30分～3時30分

キラキラ茶家
12：00～16：00
（土曜・日曜・祝日定休）
墨田区京島3－43－6
TEL・FAX3616－7031

（2面から続く）

②すみだ燃えない壊れないまちづくり会議

防火・耐震化改修促進を目的に開設したふじのきさん家(東向島二丁目)は二年が経過しました。施設運営は主に曳舟中町会婦人部が中心となり、企画立案と支援は後援組織であるまちづくり会議が行っています。墨田支部は耐震協並びにさわやかネット事務局という立場で意見交換を続けています。

ふじのきさん家では高齢者職域開拓モデル事業として15年度中にコミュニティカフェと手仕事事業を立ち上げ、高齢者への就労機会提供を目指しています。

③向島消防署・高齢者見守り相談室「防火防災診断」

消防署と高齢者見守り相談室が診断を希望する高齢者宅へ防火防災診断を毎年春秋に行っています。火災や地震への備えを伝えることを目的にしていますが、墨田支部は耐震協を通じて参加し耐震補強と家具転倒防止について墨田区助成制度の活用を説明しました。

3)さわやかネットの活動

さわやかネットは「生みの親」である墨田支部の地域における運動展開です。10年前に実施した第3次建設産業振興計画の結果から、相続や年金など生活に関わる大きな課題の前で、望みながら住環境整備にたどり着けない区民像が明らかになりました。こうした区民の生活をささえる「地域居住支援システム」の確立をめざし、キラキラ茶家を軸にした活動を展開してきました。

墨田支部は理事・事務局に組合員・書記局を派遣し活動を下支えしています。この他にも会員組合員や会員、協力者の力で活動してきましたが、10年ごとに行う第四次建設産業振興計画づくりの検討と合わせて、第3次建設産業振興計画の具体化であるキラキラ茶家が今年5月に二度目の更新を迎えるにあたり、これまでの活動総括と今後に向けた検討をほぼ一年にわたり組合内部とさわやかネットは行ってきました。墨田支部とさわやかネット理事長・副理事長との懇談を12月9日に行い以下三点の確認に至りました。

①NPO法人すみださわやかネットの活動は東京土建墨田支部の運動展開であることを確認する。

②東京土建墨田支部内での5回にわたる議論と本日の懇談内容、耐震性の課題をうけて、キラキラ茶家は賃貸借契約上の退去申し出期限2015年3月6日までに貸主へ退去の意思を伝え退去期限5月7日までに撤退する。

③すみださわやかネットと東京土建墨田支部は、すみださわやかネットが地域社会の核となる場所づくり戦略の練り上げと独自の事業展開を実現するため、相互に建設的提案、意見交換を継続し、適宜経済的負担を含めた連携につき協議することを確認する。

以上の内容は今年1月度支部執行委員会で確定しました。

さわやかネットでは、商店街の朝市に参加

4)墨田区空き家対策推進協議会

12月11日墨田区空き家対策協議会に参加する東京土建墨田支部は条例にもとづき老朽木造空き家の解体撤去を行いました（建築センター施工）。防災まちづくりの観点から、協議会は今後280戸ある区内木造空き家に対する相談対応や解体着手に臨んでいくことになります。

なお15年度与党税制改正大綱では、倒壊などの危険性のある空き家の撤去促進のため、自治体が認めた場合は住宅用地の固定資産税特例対象から外すとしました（現在住宅用地は面積200㎡まで税負担1／6に軽減）。また11月に可決成立した空き家等対策の推進に関する特別措置法では、自治体は自らがもつ空き家所有者の情報を利活用できることになりました。

老朽木造空き家の解体撤去

(2)災害対策

1)まちの救助隊チームハンマース

11月8日は曳舟文化センターでハンマーズ登録者・分会・書記局、来賓合計70人で結成式を行いました。来賓は墨田区危機管理担当部長、町会自治会連合会会長、曳舟中町会会長、玉の井町会会長、京島南町会会長、東京建設産業組合委員長・書記局、本部仕事対策部長兼チームナマズ隊長でした。

ハンマーズは登録者が災害発生時に分会や地域で中心となって活動すること。発災時の応急活動等の墨田区との災害協定業務、東京都と全国木造建設事業協会（全木協・全建総連東京都連）との災害時の応急仮設木造住宅建設を軸に、訓練や講習に積極的に参加することと。これらをハンマーズの目的としました。

主婦の会と合同で心肺蘇生法受講、危機管理産業展見学や災害ボランティア講座受講など意欲的な活動が開始されています。また災害時の連携強化のため、町会・自治会の防災訓練参加を模索しています。なお9月13日本部まちの救助隊チームナマズ発足式でもハンマーズは救出救護実演で参加しました。

2)全建総連田村共催住宅デー

11月2日、2回目となる東京都連・全建総連田村共催住宅デーでした。前泊して準備運営に参加した組合員、日帰り応援バスツアー参加者も組織し、原発災害の実情、言葉づかいや心遣いについても事前に学び、現地組合との共同の姿をより多くの組合員が確認することができました。

3)墨田区総合防災訓練

9月28日墨田5丁目運動広場で東建産と共に参加しました。墨田区防災課・本所消防署と連携した取り組みとなっていました。転倒防止器具展示で参加しました。倒壊家屋からの救出救助実演、家具

(3)産業対策

墨田支部は地域住民との合意・自治体との信頼関係にもとづき地域建設産業の確立を目指して活動してきました。継続している防災減災活動は東日本大震災だけでなく、南海トラフ、首都直下地震への備えと対応を地元建設労働組合に求めているところです。

墨田支部は区民の「住みなれた地域に住み続けたい」願いに応えるため、住環境改善の受け皿を担っていくことを目指しすみだ分会住宅デー・高齢者宅トイレの手すり取り付けボランティア・すみだ住宅まつりを行っています。技能を活かした地域への奉仕活動である住宅デー・手すりボランティア、積み重ねてきた効果的な施工展示と墨田区施策との連携を進めたす

1)リフォームパートナー協議会

国交省は、「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を実施しました。これは悪質業者によるリフォーム詐欺被害を防止することを目的に、法規制ではなく国が認可した団体への登録による区別化をはかるというものです。

リフォーム分野は組合員の職域に直接かかわる問題だけに対応が求められ、東京土建本部としてリカコを12月設立しました。墨田支部でも登録を進めています。

2)技術講習会活動

技術技能の研さんは日々の努力の積み重ねであり、顧客となる発注者との信頼関係構築の前提条件となります。墨田支部は技術対策委員会として6月足場の組立等作業主任者教育・11月職長安全衛生責任者教育を実施し

（4面へ続く）

新年度保険証の取り扱いについて

今月納入分（4月分）未納の方の新年度保険証は支部事務所でお預かりします。滞納のないよう、お願いします。尚、納入次第、保険証はお渡しします。

(3面から続く)

ました。また建築センターと合同で7月「欠陥住宅の法的責任」、10月「シーリング材の基本知識・外壁改修工事の工法選定と注意事項」学習会を行いました。

3)建設産業民主化の取り組み

①11月11日自治体要請行動

担い手三法＝公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）改正（中長期的な建設技能者の確保、ダンピング防止など発注者責任を明記）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）改正（ダンピング受注防止）、建設業法改正の「追い風」をうけての要請行動になりました。地域建設産業振興・地元建設業者育成を柱に40項目にわたる要望・質問事項で要請しました。要請行動は東建産協同で行いました。

長らく要望していた耐震改修工事助成の増額、社会資本整備総合交付金に関して、商店会・商店を「社会的公共的空間として位置づけ」個別支援を求めたところ「効果的な支援方法の検討」との答弁を得ました。

②社会保険未加入問題

厚生年金加入・標準見積書活用と請求を学習するため、8月8日に午前午後2回行いました。横浜建設一般労働組合書記長を講師に迎えました。学習会参加は18社23人でした。大手の現場の一部に建設国保（土建国保）と厚生年金がセット加入できることに理解がとぼしく、間違った指導をされるケースが出ています。セット加入は適法だということを組合内外に伝えていくためにも、こうした学習会が必要です。

③公契約条例制定を目指して連続した二者懇談会実施

5月16日、墨田区契約課、都連顧問弁護士・全建総連墨田区協議会が公契約条例の内容にしぼった初めての懇談を行いました。理事者側から最低賃金との関係や自治体が独自に結ぶことへの率直な質問がありました。顧問弁護士からは公契約条例にそった発注工事を選択するのは自治体であり、労働条件の最低基準である最低賃金を「上乗せ」することは法違反ではないこと。公共工事は国と自治体それぞれで発注があり、自治体での条例制定で初めて公契約条例による発注工事が可能であると丁寧な説明がされました。

社保未加入問題学習会

4)労働対策

10月の泉南アスベスト最高裁判決は、厚生労働大臣から政治解決の方向を引き出しました。この判決は国の責任の明確化と被害救済の枠組みが示されたことで、建設アスベスト訴訟に大きな影響を持ちます。福岡地裁判決は、東京地裁判決と同様に、国が防塵マスクの着用を義務付けなかったのは違法として、国の規制権限不行使の違法を認めました。国の責任の範囲について、東京地裁判決の「1981年以降」から「1975年以降」に広げ前進しました。

一方、建設作業に従事者してきた一人親方と零細事業主の被害は東京地裁判決同様に責任を認めない、アスベスト製造企業の共同不法行為の成立も認めませんでした。今後大阪・京都・北海道地裁と判決が続く中で、法廷内外での一人親方等の被害者の救済と国・企業責任の一層の追及、被害者救済基金創設や建設産業でのアスベスト被害予防をはじめとした総合的なアスベスト対策を求めていく必要があります。

労働災害防止の取り組みでは、7月に熱中症予防と応急処置・アスベスト健康教室をテーマに安全大会を実施、支部内での職業病対策では2名の組合員のじん肺労災認定を申請しています。

5)自治体・地域行事への参加

10月4日・5日すみだまつり、木と暮らしのふれあい展に参加しました。また7月12日には東駒形コミュニティ会館かっぱ縁日・梅若橋コミュニティ会館子供祭り工作教室・東向島児童館工作教室に複数の分会が組み合わせで参加しました。

木工教室では、やさしく、ていねいに指導

(4)社会保障税分野の取り組み

1)予算要求運動と議員要請行動

厚労省社会保障審議会（医療保険部会）では、建設国保に大きく影響する「国保組合補助金の見直し」について議論がされています。また政府は18年度から公営国保は都道府県に移管する法案も今年の国会へ提出する予定です。こうした動きは長らく言われてきた国保組合再編や一元化に大きく動く危険があります。

こうした情勢のなか、私たちの命の綱である建設国保育成強化のための予算要求運動と議員要請行動に取り組みました。7月から12月までのハガキ要請行動は目標200%を超え、7月と11月には予算要求集会を取り組みました。議員要請では、7月地元国会議員要請を行い、要請趣旨の建設国保育成強化は賛同表明、一部にある厚生年金適用除外への誤解解消については、現場に適法である旨と伝えるよう通達文書を簡単にするよう伝えると約束しました。また地元都議三名からは引き続き賛同署名を得られました。これらの結果、国保組合人員の減少を理由とした予算減額はありましたが、一人当たりの現行補助水準を確保しました。

2)命と健康を守る活動

組合員・家族の命と健康を守る取り組みとして、8月をのぞく毎月健康診断実施し、保険料抑制のために特定健診・特定保健指導を取り組みました。14年12月25日現在、今年度の特定健診プラス10%目標1，432人に対する到達は904人の35・6%、特定保健指導利用者15%目標50人で到達は21人です。

なお確定した13年度特定健診受診率は全支部中3位、特定保健指導実施率は2位でした。また特定健診受診率上位3分会（立一・墨田・あづま）、伸び率上位3分会（ひきふね・あづま・八広）が国保組合より表彰されました。

3)国保組合所得調査

国保組合の普通調整補助金は5年ごとに行う所得調査の結果に基づき各国保組合に配分されます。14年度に行った所得調査での墨田支部対象者は、組合員本人141人・家族169人合計310人でした。社保対部や分会を中心にした取り組みの結果、支部調査票提出率は84・4%（土建全体で82・94%）でした。

毎年6月の支部集団健康診断

夏の予算要求集会

4)墨田社保協との共同

社保協は偶数月年金支給日、奇数月は15日を中心に駅頭宣伝行動、2月には対区要請を行っています。墨田支部は社会保障運動として社保協活動を位置づけ、共同代表と事務局次長に支部役員・書記局、駅頭宣伝では分会・主婦の会を派遣しています。活動内容は区民要望を行政に伝えるために、社会保障分野の問題や課題を明らかにしながら、公営国保や介護保険の改善署名などに取り組んでいます。社保協活動は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体化する運動です。

5)増税反対宣伝行動の継続

政府は物価が上がり不況に苦しむ多くの国民の願いを踏みにじり、昨年4月消費税を5%から8%に引き上げました。その結果国内需要を減少させ国内総生産（GDP）を押し下げ、昨年4月―6月のGDPがマイナス7・4%、そして消費税率の引き上げの指標となる7月―9月期はそこからさらにマイナス1・9%にまで日本経済を衰退させました。

墨田支部は税金対策部を中心に増税以前から消費税増税反対駅頭宣伝に取り組んでいます。毎月24日を基本とした宣伝継続は、地域での増税反対の声を集約する役割となっています。政府はこうした各地域での声に押され、消費税10%増税を17年4月に延期しました。

毎月行っている増税反対署名行動

(5)組織建設の取り組み

1)拡大運動

安定した3、000人支部復活、建設産業の民主化、建設労働者の賃金引上げや中小事業主の法定福利費の別枠支給など、労働条件と経営条件の改善をもとめ2014年度の組織拡大運動を進めました。社会保険未加入問題や労働保険加入に関する問い合わせは、加入未加入を問わず事業所を中心に多く、仕事と生活に直接かかわる問題から東京土建の業務に近づき、拡大に反映されていきました。

拡大に集中的に取り組む春秋の月間目標達成、事業所事情に対応した時期を逃さない行動、月間以外でも積極的な行動をおこない、その結果、1月組織人2、864人から7人増となる2、871人で15年1月を迎えることが出来ました。

今年度の拡大運動は、社会保険未加入対策のスピードが各方面で速まるなかで、現場でおこっている様々な問題や疑問と矛盾を組合とともに解決解消に臨み、その信頼関係から未加入者の紹介と拡大につなげることを重視しました。

しかしながら残された課題もあります。分会の拡大行動参加者が年々減少傾向にあり、分会の訪問件数や対象者数減につながっています。近年の後継者層からの接近や防災組織発足にともない、40代・50代の層が支部の運動の担い手になりつつあります。一方で現在の所、分会独自で運動の継承者を育成する流れは一部にとどまっています。

昨年の拡大月間は、見事春・秋達成

東京土建の組織活動・地域活動の中心にあるのは分会です。全世代が担い手となったうえで、基盤である分会にどれだけ多くの継承者を育てる環境づくりが進むかどうかが、今後の大きな課題として横たわっています。

2)組織確立・事業所対策分会再編の議論再開

近年事業所拡大が進んだことで墨田支部の組織構成は、これまでの町場を職域として地域に居住する組合員構成から、事業所住所が墨田区で区外在住組合員の増加に変化しています。12年度就業実態調査も組合員実態変化を明らかにしました。

こうした組織状況の変化と前回大会での議論を受けて、地域分会と直属事業所の再編に向けた議論開始、大型事業所との接点づくりを今年度行ってきました。再編議論再開にあたっての支部の基本的な立場は、拙速な進め方をせず先行再編分会の実情を聞きながら、方向性と合意を出すこととしました。この視点をもとに組織部での議論が開始されました。

大型事業所との接点づくりは12月に委員長を代表に公式訪問し、現場労働者不足や土建国保健診事業などの話題で懇談しました。

(6)返済終了 支部会館保守修繕経過

1996年9月に借入れをし、中途の繰上げ返済を経て10月完済しました。「墨田支部が築いてきた影響力や役割・存在が、「形」として『産業と地域』に具体的に見えるもの」（97年第39回定期大会決議）として現会館を建設しました。返済終了は、維持運営にあたってきた先達とそのバトンを引き継ぐ現役員・組合員・書記局による不断の努力の結晶です。墨田支部はこの会館をさらに後世に渡していく役割があります。

しかしながら築17年の会館はガラスのひび割れ・外壁からの面雨漏りなど修繕が必要な個所が判明しています。これらに対処するため執行委員会確認後、修繕委員会を立ち上げました。修繕委員会は支部四役（委員長・書記長）、担当書記、協同組合受注委員会、担当事務局で構成し施工金額その他進捗状況は都度機関会議に報告しました。

支部会館外観

(7)平和を守り広げる活動

憲法前文と9条をもつ被爆国日本が、各所で紛争のつづく世界に向けて平和をアピールすることが本来の積極的平和主義です。しかし集団的自衛権閣議決定、沖縄の民意を無視し続ける普天間基地移設問題など平和を希求する国民とはかけ離れた施策が続いています。

アメリカでは12月国防権限法案が可決され、原爆開発計画の中心地だったロスアラモスや、長崎に投下された原爆のプルトニウムが製造されたハンフォードなどの核関連施設を国立公園に指定しました。被爆地広島市や長崎市は「核兵器廃絶を求める世界の人々の願いに背く」など強い懸念を示しています（読売14年12月14日）。当然のことです。

すみだ平和原爆写真展

こうした平和をめぐる情勢の中、地域へ平和を求め広げる活動の一環として大きく二つの活動に取り組みました。

夏の原水爆禁止世界大会には、墨田支部は墨田原水協の一員として代表者を派遣しました。昨年は広島世界大会に墨田支部代表団として5人が参加しています。また19回を数えるすみだ平和・原爆写真展を8月に取り組みました。

(8)学習教育活動

定期的な学習教育活動は労働組合運動に不可欠な要素です。今年度墨田支部は全役員を対象に春秋二回学習会を実施しました。4月は年度当初であることから「役員としての在り方」と春の月間に合わせて組合業務学習を行いました。8月秋の支部役員学習会は『建設国保をめぐる情勢と私たちの取り組み』として本部書記次長・国保組合専務理事を講師に行いました。合わせて秋の月間に向けた『組合員に話したくなる、知って得する業務内容』を書記局が行い、何かあったら支部へ相談をと合言葉の「3614―3806（さむいよさーはれろ）」を繰り返し唱和しました。

以上が第56回定期大会以降の主な取り組みです。分野別の運動内容は各専門部議案に詳細が記載されています。

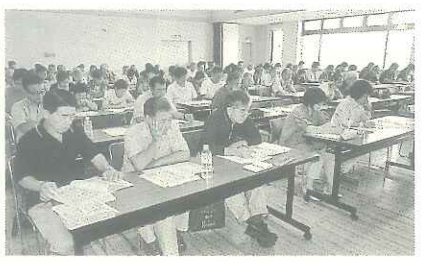
夏の役員学習会

3. 情勢の特徴

(1) 建設産業をめぐる情勢

1) 設計労務単価 3回目の引上げ

国土交通省は、2月1日「2015年度公共工事設計労務単価」を全国平均4・2%程度引き上げました。通常の改定は4月ですが、人手不足で職人の実勢賃金が上昇するなかで公共工事の円滑な実施を期するため前倒しで引き上げました。まだ東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）については復興需要に対応するため、6・3%引き上げています。引き上げは単価算定を大幅変更した12年を含めると4年連続です。私たちの長年の運動の成果ですが、実際の賃金引上げに反映することが求められています。

2) 新設住宅着工戸数でリフォーム市場

国交省発表によると14年の新設住宅着工戸数は89万2261戸で13年を9%下回り、リーマンショック前の年100万戸着工には届きませんでした。総務省の総世帯の家計調査では、一世帯当たりの消費支出は13年とほぼ同額で平均25万1481円でした。しかし物価変動を除いた実質では、前年比3・2%減3年ぶりのマイナスとなりました。消費税増税と物価高騰が賃金の上昇に追いつかず、家計の実質所得が減ったことが影響しています。

矢野経済研究所による住宅リフォーム市場調査では、消費税増税前の駆け込みで上向きがありながら、その後の落ち込みによって市場規模が6・8兆円、前年比約2%減としました。

3) 国交省、社会保険加入の促進と推進

国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（4月1日施行）」の改訂案をまとめました。①法定福利費を内訳明示した見積書の活用のため元請が下請に示す「見積条件」の中に、当該見積書を提出するよう記載し、②17年度以降を見据え、すべての下請を適切な保険加入社に限定したモデル工事などの実施も求めています。

標準見積書の活用が進まないため、元請は提出を求めてそれを尊重し、下請は法定福利費を適正に見積って、注文者に提出するという、それぞれの役割と責任をガイドラインで明確化することを目的としています。

こうした動きと合わせて、日本建設業連合会（日建連）は、公共民間工事において「社会保険加入促進要綱」を決定し、4月からは社会保険未加入の1次業者とは契約しないことを決めています。加入促進の動きがさらに加速することとなります。

社保未加入ＤＭ

4) 外国人技能実習制度の状況

政府は、復興や五輪開催に伴う建設関係の人手不足を即戦力となる外国人材で補う20年度までの時限的措置を決定しました。現行の技能実習制度の期間延長、技能実習修了者に「特定活動」という在留資格を与え、継続的な現場従事を認め、国内で最大5年間働くことができるものです。期限付きとして「あからさまな単純労働力の導入」で建設産業の技能者不足を取りつくろう策です。

法務省は「今後の出入国管理行政の在り方」をまとめ、技能実習制度の見直しについて、対象職種の拡大や実習期間延長などの必要性を明記し、一定要件を満たす技能実習生は、実習期間の延長または再実習を認めること、優良な受け入れ機関においては、現行の2倍程度まで受け入れ人数枠の増加を認めることが適当としました。

問題は対象職種の拡大です。複数職種の技能実習を可能し、技能実習計画をより柔軟に作成できるようにするとし、単純労働に道を開こうとしています。根拠は、送り出し国の「多能工化ニーズ」等に対応するためとしています。

東京土建は外国人技能実習生制度が人権侵害など社会的な問題を引き起こしており、現行制度の廃止を含む見直しこそ求められること、低賃金労働と不安定労働の大幅な拡大は、やがては、産業全体の低賃金の横行と単純労働力解禁に向かいかねないことを指摘してきました。

建設国保予算要求のデモ行進

若者が「夢を持てる」建設業へ

5) 政府と地方自治体の対応急務

建設産業における中長期的課題として、担い手の確保・育成を通じた産業活性化は待ったなしです。しかし担い手三法改正の流れを受けた昨年11月対区交渉では、この分野での墨田区回答は「特段の対応は予定しない」でした。

阪神淡路大震災で住民の救出救護に果たした地元建設業者の役割からも、近い将来起こる首都直下地震発生時の対応、そして被害を最小限にするための防災減災活動には、地域建設産業の技術技能が不可欠です。地元建設業者が雇用を増やし労働者が地域で消費することは経済の面でも好循環を生み出します。こうしたことからも国と地方自治体がすき間なく対応し、住民福祉の向上のため、地域建設産業の育成強化に臨むことが求められています。

ハンマーズ救助訓練

建設労働者春闘決起集会

明日への希望

資格講習会のご案内

《木造建築物の組み立て等の作業主任者》
講習日　6月16日～17日の2日間
受講料　1万1千円
対象者　経験3年以上

《足場の組立等作業主任者》
講習日　4月7日～8日の2日間
受講料　1万1千円
対象者　経験3年以上で21歳以上

《有機溶剤作業主任者》
講習日　①4月14日～15日の2日間
　　②6月6日～7日の2日間
受講料　1万1千円
対象者　18歳以上
※②は、墨田支部での開催となります。

《酸欠・硫化水素作業主任者》
講習日　4月6日～8日の3日間
受講料　1万1千円
対象者　18歳以上

《石綿作業主任者》
講習日　5月11日～12日の2日間
受講料　1万1千円
対象者　18歳以上

《職長・安全衛生責任者教育》
講習日　①4月2日～3日の2日間
受講料　1万円4千円
対象者　常時現場で直接指揮監督する方
　　（20歳以上）

《石綿特別教育》
講習日　5月7日
受講料　4千2百円
対象者　18歳以上

《足場作業主任者能力向上教育》
講習日　5月10日
受講料　8千円
対象者　足場作業主任修了者

《電動工具安全取扱特別教育》
（自由研削砥石・丸のこ・熱中症のセット講習）
講習日　4月14日～15日の2日間
受講料　1万4千円
対象者　18歳以上